

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部医療専門部会設置要綱

(目的)

第1条 本県における新型コロナウイルス感染症に関する防疫及びその他の対策について、医学的及び疫学的な見地からの意見の聴取等を行うため、「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部要綱」第8条の規定に基づき、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部医療専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(構成)

第2条 専門部会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、専門部会を統括し、専門部会の会議の進行管理にあたる。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員のうち互選された者がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 専門部会の業務を行うため、感染症対策局感染症対策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長に感染症対策局感染症対策課長をもって充てる。

(その他の組織)

第5条 部会長は、専門部会に必要な組織を設置し、職員を指定して処理させることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表（第2条関係）

（五十音順、敬称略）

氏 名	所 属 等
いとう しんいち 伊藤 伸一	愛知県病院協会 会長
しろき りょういち 白木 良一	藤田医科大学病院 院長
どうゆう まなぶ 道勇 学	愛知医科大学病院 院長
なかむら あつし 中村 敦	名古屋市立大学 臨床感染制御学 教授
はせがわ よしのり 長谷川 好規	国立病院機構名古屋医療センター 院長
はっとり たつや 服部 達哉	名古屋市医師会 会長
ませき みつあき 柵木 充明	愛知県医師会 会長
やぎ てつや 八木 哲也	名古屋大学医学部附属病院 中央感染制御部 教授